（写真の撮影等の制限）

第二十五条　法第一条各号の処分に関する手続の期日及び期日外に行う手続における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、手続の主宰者の許可を得なければすることができない。

別記様式

12センチメートル

（表）

8センチメートル

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第三十三条第二項の規定による

立入検査証

第　号

官職

氏名

生年月日

第三十三条　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律施行規則

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第三十三条第二項の規定による立入検査

年　月　日発行

（一年有効）

公害等調整委員会

印

（裏）

2　鉱定委員又は鉱定委員会は、相当と認めるときは、鉱定委員又は鉱定委員会の職員に、前項の処分をさせることができる。

3　前項の規定により立入検査をする鉱定委員又は鉱定委員会の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

第五十九条　第三十三条第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

［新設］

別記様式

12センチメートル

（表）

8センチメートル

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第三十三条第二項の規定による

立入検査証

第　号

官職

氏名

生年月日

第三十三条　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律施行規則

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第三十三条第二項の規定による立入検査

年　月　日発行

（一年有効）

公害等調整委員会

印

（裏）

2　鉱定委員又は鉱定委員会は、相当と認めるときは、鉱定委員又は鉱定委員会の職員に、前項の処分をさせることができる。

3　前項の規定により立入検査をする鉱定委員又は鉱定委員会の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

第五十九条　第三十三条第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。